

住居確保給付金の支給を希望する方は、この確認書と併せ申請書を提出する必要があります。

## 新規・延長・再延長申請時確認書

### 同意事項

#### 1. 新規・延長・再延長の求職活動要件

- ① ハローワークへの求職申込み※1
- ② 自立相談支援機関との面談等(月 1 回以上)※2
- ③ 企業等への応募・面接の実施(週 1 回以上)
- ④ ハローワークにおける職業相談等(月 2 回以上)
- ⑤ 常用就職を目指す就職活動を行うこと
- ⑥ 自立相談支援機関が作成するプランに基づく支援に関すること

※1 別途求職申込みのご案内参照 郵送での登録をお勧めしております。

※2 別添求職活動等状況報告書の郵送による報告も可能

※3 ③④⑤は、休業等(規則第 3 条第 2 号)の方は除く

これらの活動・手続きを怠ると、給付が中止されますのでご注意ください。

**緊急事態宣言の間は、①及び②のみに緩和します。**

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

八王子市長 石森 孝志 殿

上記同意事項について確認の上、同意します。

申請者氏名 \_\_\_\_\_